

環水大総発第 1703095 号
平成 29 年 3 月 9 日

福島県生活環境部長 殿

環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官
(公 印 省 略)

除染事業者に対する監督指導結果について (要請)

除染事業に従事する作業員の適正な労働条件や安全衛生の確保については、厚生労働省福島労働局による監督指導結果等を踏まえ、貴管下の除染実施市町村並びに貴県の除染事業に従事する除染事業者に対して適正な労働条件や安全衛生の確保について指導、周知するよう、お願いしてきたところである。

今般、平成 29 年 3 月 6 日付けで福島労働局より発表された「東電福島第一原発で廃炉作業を行う事業者及び福島県内で除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について (平成 28 年)」によると、県内の除染事業者のうち 1,020 事業者に労働基準監督署が監督指導を行った結果、労働基準関係法令の違反率は前年より低下したものの、586 事業者に何らかの違反があったとされている (別添発表文書参照)。

労働基準及び労働安全衛生の関係法令違反は、作業員の確保に大きな影響を与え、また、労働災害にもつながり得るものであるため、貴管下の関係市町村並びに貴県の除染等事業に従事する者に対し、適正な労働条件や安全衛生の確保について、引き続き指導、周知するよう、改めてお願いする。また、本件について、元請の除染等事業者だけでなく、下請の除染等事業者にも周知徹底されるよう配慮されたい。